





新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しました

令和5年5月8日からの対応

発生届		届出終了	患者の特定はしないので、保健所へ陽性者(入所者・職員)の報告は不要です。
健康観察		施設が体調確認を行う	保健所は陽性者の健康観察を行いません。施設で療養中に体調が悪くなった場合はかかりつけ医等にご相談ください。 * 外出を控えることが推奨される期間…発症(0日目)から5日間
入院調整		医療機関が調整	保健所での受診・入院調整はなくなり、医療機関同士の調整になりますのでかかりつけ医等にご相談ください。
濃厚接触者		特定しない	保健所は濃厚接触者を特定しません。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。

1 体調が悪くなった時の相談窓口

保健所は陽性者等の受診・入院調整を行いませんので、まずはかかりつけ医にご相談ください。


かかりつけ医がない場合や受診先が見つからない等の場合には、旭川市ホームページ掲載の医療機関にお問い合わせください。

また、新型コロナの相談電話は継続していますので、必要時ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症健康相談窓口

 25-1201 (24時間)

陽性者専用 陽性者サポート窓口

 21-3720(9:00~20:00)

2 施設で集団発生があった場合の施設内感染対策に関する相談窓口

以下のとおり、コロナの集団発生が疑われた場合は、保健所で感染対策に関する相談に応じます。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒による患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
(平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長他「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」)

旭川市保健所新型コロナウイルス感染症対策担当



21-3172(平日8:45~17:15)

土日祝日は、旭川市新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(高齢者等入所施設向け)を参考にご対応ください。

旭川市ホームページ
医療機関 QRコード



旭川市新型コロナウイルス感染症
対策マニュアル(高齢者等入所施設向け)QRコード

